

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 必要書類一覧表

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 →場合により 必要	確認欄
	本支援金の支給申請書	様式1-1	○	
	申請時確認書	様式1-2	○	
	本人確認書類の写し	運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、在留カード、各種障害者手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本など	○	
	社会福祉協議会が実施する貸付が終了していることを確認できる書類の写し	・借用書（控）の写し（貸付決定通知書の写しでも可） 不承認だった場合、不承認通知の写し	ない場合は ↓ が必要 ↓ がない場合 のみ	
	再貸付不承認・過去借入状況申告書	様式1-3 の書類がない場合に提出		
	収入が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	給与明細表、売上・経費のわかる台帳、手当・年金等の振込記録（通帳）など 収入が無い場合は、通帳など	○	
	金融資産が確認できる書類の写し 【申請者分】 【世帯全員分】	通帳、ネットバンクの残高確認画面など お持ちの口座全ての分について必要 貸付の振込確認、支援金の振込先確認にも必要	○	
	求職活動関係書類	求職受付票（ハローワークカード）の写し（求職番号を申請書に記載した場合は不要） 生活保護申請中の方は不要		
	生活保護の申請をしていることがわかる書類	保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの） 生活保護を申請中である場合のみ	保護申請中の 場合のみ	

の様式は、上田市役所ホームページからプリントするか、市役所福祉課、上田市社会福祉協議会の窓口に配置してあります。また、郵送することも可能ですので上田市役所福祉課（電話 23-5372）までご連絡ください。

今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

（ 1 ） 公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（具体的には下記 ～ ）

- ① 月1回以上、自立相談支援機関（まいさぼ上田）の面接等の支援を受ける
- ② 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受ける
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

～ の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

（ 2 ） 就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと